

別表 2

処分の名称	駐車等の制限		
規則名	大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 7 条
処 分 基 準	<p>◎ 指定された場所以外の通行及び駐車を禁止します。ただし、次に掲げる車両等を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本市発注の建物、設備等の工事、保守、修繕、納品のため使用する目的で事前に許可された車両。</li><li>・ 本市機関等が主催する施設見学会等に使用する車両。</li><li>・ 他都市、国等の視察団受け入れに使用する車両。</li><li>・ 本市各所属が主催する事業、行事並びに職員健康診断、献血に使用する車両。</li></ul>		